

国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領の制定について

	昭和62年8月21日	62構改B第1133号
改正	平成元年5月29日	元構改B第589号
	平成元年7月7日	元構改B第1392号
	平成3年3月30日	2構改B第943号
	平成3年11月1日	3構改B第1033号
	平成5年10月20日	5構改B第1326号
	平成7年4月1日	7構改B第501号
	令和元年9月19日	元農振第1730号

構造改善局長から

地方農政局長	} あて
北海道開発局長	
沖縄総合事務局長	
都道府県知事	

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）附則第31項の規定により農林水産大臣が指定する特定の国営土地改良事業について令第52条の2等に規定する負担金の支払期間を延長することができることとされたことに伴い、当該措置の円滑な運用を図るため、別紙「国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領」を定めたので、御了知願いたい。

なお、本措置の円滑かつ的確な運用につき特段の御配慮をお願いする。

国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領

第1 趣旨

今後完了が予定される国営土地改良事業地区については、農産物の輸入自由化等現下の農業情勢を巡る著しい変化や工期の遅延等により受益者の負担金の支払いが困難になると見込まれるものが生じてきている。

このため、このような特定の地区を対象として、当分の間、土地改良区・地方公共団体が講ずる受益者の負担軽減のための自主的な措置と相まって国が土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「施行令」という。)附則第16項の規定に基づき負担金の支払期間を延長する措置を講じ、当該地区における受益者の営農の安定と負担金の計画的かつ円滑な償還を図るものとする。

第2 対象地区

(1)特別型国営土地改良事業(事業費のうち都道府県に負担させる費用の全部について借入金を財源とする国営土地改良事業をいう。以下同じ。)地区にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす地区とする。

ただし、平成元年輸入自由化関連地区(平成元年の農産物の輸入枠の拡大・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。)、米需給調整関連地区(米の需給調整の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。)又は平成5年輸入自由化関連地区(平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による輸入枠の設定・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。)にあつては、①に掲げる要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のうちいずれか一つを満たす地区とする。

① 平成元年輸入自由化関連地区又は米需給調整関連地区にあつては、昭和63年度までに事業に着手した地区で、平成元年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始されるものであること。

また、平成5年輸入自由化関連地区にあつては、平成5年までに事業に着手した地区で、平成6年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始されるものであること。

② 事業完了後の総事業費が物価上昇以外の要因によって事業着手時における総事業費を大幅に上回ると見込まれること。

③ 特別型国営土地改良事業へ振替後の工期の遅延により建設利息の額が増大していること。

④ ②及び③により受益者の負担金(市町村負担を含む。以下同じ。)が著しく増大すると見込まれること。

(2)一般型国営土地改良事業(事業費のうち都道府県に負担させる費用の一部について借入金を財源とする国営土地改良事業をいう。以下同じ。)地区のうち平成元年輸入自由化関連地区又は米需給調整関連地区にあつては次に掲げる要件をすべて満たす地区とし、平成5年輸入自由化関連地区にあつては①に掲げる要件を満たし、かつ、②又は③に掲げる要件のいずれかを満たす地区とする。

① 平成元年輸入自由化関連地区又は米需給調整関連地区にあっては、昭和63年度までに事業に着手した地区で、平成元年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始されるものであること。

また、平成5年輸入自由化関連地区にあっては、平成5年までに事業に着手した地区で、平成6年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始されるものであること。

② 工期が大幅に遅延していること。

③ 受益者の負担金が著しく増大すると見込まれること。

第3 償還計画の策定

(1) 都道府県知事は、上記第2の対象地区のうち通常の支払期間(15年又は17年)では受益者の負担金の支払が著しく困難となるおそれがあるものについて、当該地区の事業完了前に、営農の安定と負担金の計画的かつ円滑な償還を図るための償還計画を策定するものとする。

(2) (1)の償還計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 安定した営農の実現のために必要な事業完了後の営農指導、関連事業の実施等に関する事項

② 負担金の支払期間の始期が到来する前において土地改良区が行う償還準備金の自主積立て等の内容

③ 受益者の負担軽減のために地方公共団体が講ずる措置の内容

④ 受益者の負担金に係る延長後の支払期間。なお、第6の特例を適用する場合であって、特別型国営土地改良事業地区にあっては、都道府県が自ら負担する部分を含む負担金、一般型国営土地改良事業地区にあっては、地元受益者負担金に係る延長後の支払期間と元利均等年賦支払方法以外の年賦支払の方法

⑤ その他必要な事項

(3) 都道府県知事は、(1)の償還計画を策定するに当たり、あらかじめ関係土地改良区理事長及び市町村長と連絡調整を図るものとする。

なお、都道府県知事は、(2)の②の自主積立て等を行っていない関係土地改良区がある場合は、総会又は総代会の議決を経て自主積立て等を行うよう指導するものとする。

第4 償還計画の承認

(1) 都道府県知事は、地方農政局長(北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)を経由して、別紙様式第1による償還計画及び関係資料を農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、償還計画及び関係資料の提出は、当該償還計画に係る事業の負担金の支払期間の始期となる年度の前年度のおおむね5月末日までに行うものとする。

(2) 農村振興局長は、提出された償還計画の内容が次の要件を満たす場合に限り、当該償還計画を承認するものとする。なお、承認は、別紙様式第2により負担金の支払期間の始期となる年度のおおむね9月末日までに行うものとする。

- ① 受益者の営農の安定と負担金の計画的かつ円滑な償還を図る上で適切なものであると認められること。
 - ② 負担金に係る支払期間の延長措置が、受益者の負担軽減のために講ずることとされるその他の措置の内容からみて相当と認められること。
- (3) 都道府県知事は、(2)の要件を満たす範囲内で償還計画を変更できるものとし、その際は農村振興局長の承認を受けるものとする。

第5 支払期間の延長

- (1) 農村振興局長が第4の(2)により償還計画を承認した場合には、農林水産大臣は、施行令附則第16項の規定に基づき、当該償還計画に係る事業を支払期間の延長を行う事業として指定し、25年以内で延長後の支払期間を定める措置を講ずるものとする。
- (2) 農村振興局長は、(1)の地区指定及び支払期間の決定について、別紙様式第3により地方農政局長等に通知を行うものとする。
- (3) (2)の通知を受けた地方農政局長等は、その旨を別紙様式第4により関係都道府県知事に通知するものとする。

第6 支払方法の特例

支払期間を25年に延長した地区に限り施行令附則第15項に基づく支払方法の特例を併用できることとする。この場合には、農林水産大臣は、当該償還計画に係る事業を同項の規定に基づき指定し、元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせる措置を講ずるものとする。

第7 償還利率及び年賦支払額の通知

農村振興局長は、第5の(2)により通知を行った地区について、農林水産大臣が施行令第52条の2第3項の規定に基づく償還利率及び施行令附則第15項の規定による年賦支払方法に基づく支払額(第6の適用地区に限る。)を定めた旨を別紙様式第5により地方農政局長等に通知するものとする。

第8 経過措置

- (1) 平成5年輸入自由化関連地区であって、平成6年度から負担金の支払を開始する地区については、第3の(1)の償還計画は、当該地区の事業完了後に策定するものとする。また、第4の(1)の都道府県知事の償還計画の提出及び(2)の農村振興局長の償還計画の承認は、平成8年1月末日までに行うものとする。
- (2) 平成5年輸入自由化関連地区であって、平成7年度又は平成8年度から負担金の支払を開始する地区については、平成7年度から負担金の支払を開始する地区にあつては第4の(1)の都道府県知事の償還計画の提出及び(2)の農村振興局長の償還計画の承認、平成8年度から負担金の支払を開始する地区にあつては第4の(1)の都道府県知事の償還計画の提出は、それぞれ平成8年1月末日までに行うものとする。

附則 この通達は、公布の日から施行する。

別紙様式第1

番 号
年 月 日

国営土地改良事業負担金計画償還措置適用申請書

農林水産省農村振興局長 殿

〇 〇 知事

国営〇〇土地改良事業()について、国営土地改良事業負担金計画償還措置を適用されたく、国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領(昭和62年8月21日付け62構改B第1133号農林水産省構造改善局長通達)第4の(1)に基づき、下記償還計画及び関係資料を添付して申請する。

また、申請のとおり承認された場合には、国営〇〇土地改良事業()について土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)附則*(第15項及び)第16項の規定に基づく国営土地改良事業等の指定等をされたく、併せて申請する。

記

- 1 地区の概要
- 2 国営土地改良事業負担金計画償還措置を適用する理由
- 3 償還計画
- 4 その他の資料(例:償還準備金の自主積立て等の実施について土地改良区の総会で議決したことを証する書面等)

注)*()内は元利均等年賦支払以外の支払方法を適用する地区の場合に記載する。

別紙様式第2

番 号
年 月 日

〇 〇 知事 殿

農林水産省農村振興局長

国営〇〇土地改良事業地区()の償還計画*(の変更)の承認について

年 月 日付け第 号をもって申請のあった償還計画*(の変更)については、内容を審査した結果、適当と認められるので承認する。

注)*()内は、償還計画の変更を承認する場合に記載する。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

〇〇 農政局長 殿

農村振興局長

国営〇〇土地改良事業()負担金に係る計画償還措置について

本事業に係る負担金の支払いについては、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)附則第15項及び第16項の規定に基づき元利均等年賦支払い以外の方法により支払わせることとし、その支払期間を25年とする旨の農林水産大臣の指定があったので通知する。

なお、この旨を貴職から〇〇知事あてに通知されたい。

別紙様式第4

番 号
年 月 日

〇〇 知事 殿

〇〇 農政局長

国営〇〇土地改良事業地区()の計画償還の地区指定及び支払期間の決定
について

このことについて、別紙のとおり農林水産省農村振興局長から計画償還についての地区指定及び支払期間を〇〇年とする旨の決定があったので通知する。

番 号
年 月 日

〇 〇 農政局長 殿

農村振興局長

国営〇〇土地改良事業地区()の計画償還の償還利率*(及び年賦支払額)の
決定について

本地区においては、既に 年 月 日付け 第 号をもって計画償還の承認を行った
ところであるが、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第3項*(及び附則
第15項)の規定により農林水産大臣の定める率*(及び年賦支払額)が別紙のとおり決定さ
れたので通知する。

注)*()内は、元利均等年賦支払以外の支払方法を適用する地区の場合に記載する。